

「利用者情報に関するワーキンググループ」開催要綱（抜粋）

5 議事・資料等の扱い

- （1）本 WG は、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- （2）本 WG で使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- （3）本 WG の議事概要は、原則として公開する。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。